

8

広

千代田区

報

昭和30年8月31日

千代田区役所

発行

東京29局151~9

毎月1回

No.26

現状に即した建築基準法に

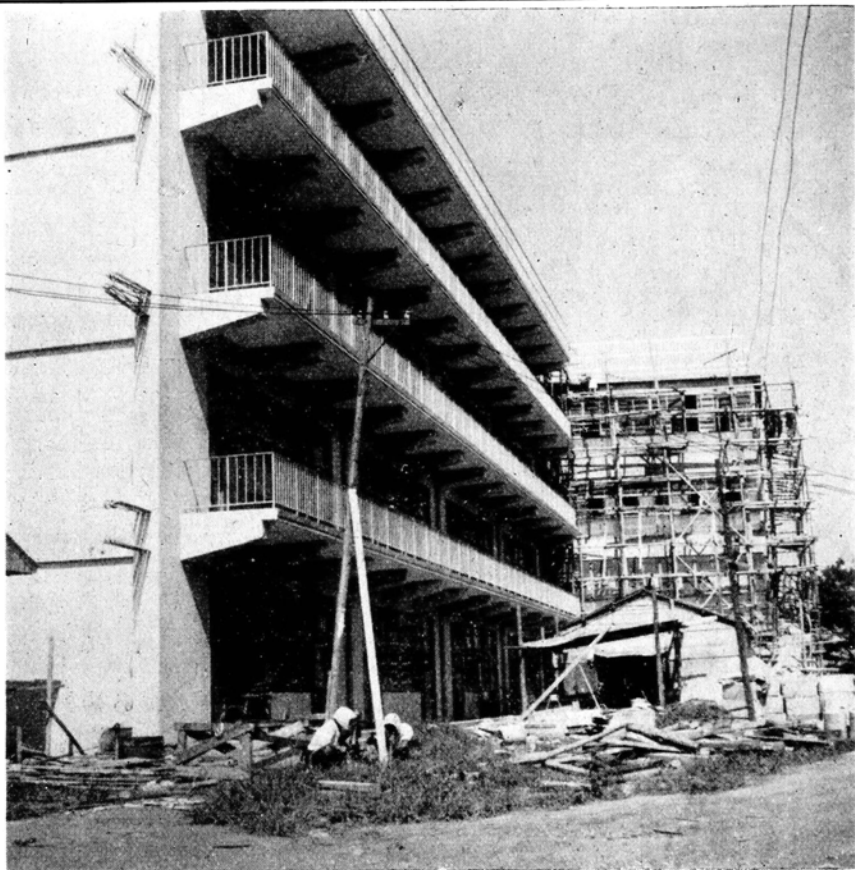
区議会議決 改正意見二十三区委員長会へ

区議会建築委員会では十八日午後二時二十分会議を開き、柴田委員長をはじめ、土師野、吉田、藤川、中川、久松、寺崎、渥美の各委員出席、建築基準法のうち左の各項改正するよう二十三区建設委員長

(1)商業地域内における建蔽率を八割(現行七割)とすること

(2)準防火地域内における耐火構造の建築物についても防火地域内と同様の建蔽率の緩和(現行七割を防火地域内と同様の建蔽率(八割以上))。

二、道路及び計画道路内の建築制限について
(1)幅員四メートル未満二、七メートル以上の道が土地区画整理、又は震災後の区画整理実



……………九段中生徒いよいよ新校舎で……………

昨年10月12日起工した九段上の区立九段中学校新校舎は23教室のうち地下とも18教室は既に竣工しているため二、三年生621名は9月の新学期からこれに移転し、地下階のため遅れている残りの教室は9月下旬竣工する予定なので、9月末には全生徒が間借の番町小学校から新校舎で授業ができる。

区議会

▽運営委員会

八月九日午前十時議長室平和達成祈願祭実施についてその他について

▽区庁舎建設特別委員会理事會

七月二十七日午前十時議長室区庁舎落成についてその他について

八月二十七日午前十時

▽建築委員会

八月十八日午後二時議長室建築基準法の改正について

施等で築造されたものである場合は特定行政庁の指定した区域に限って建築基準法の道路(四メートル以上)として見做すこと

(2)数年以内に事業計画のない都市計画道路内における建築制限の撤廃
三、角地における制限の緩和
街区の角にある敷地に付て建蔽率は緩和されるがその条件が現場に不適当と認められるので、法の一部改正

四、三階建の木造建築物制限緩和
(1)街区の角にある敷地又は之に準ずる敷地で避難上及防火上有効な通路を有し且二つ以上の直接階段を設けた場合(通路の幅員一、五メートル以上)

(2)三階の規模は、建築物の三分の一以内とする。
(3)外壁、軒裏は防火構造とし、防火戸は完全に施工する。

……………

八月中の行事

10日	夏期幼稚園(神竜)	区立人形劇場第三十回公演
2日	月例法律相談	太陽の家と簡易宿泊所在居者の慰安演芸会
3日	区高原キャンパの会	蓼科高原「千代田山荘」
4日	白ギス釣大会	鶴見沖区観光土産品審査会(区・区観光協会)
7日	月例法律相談	区役所職員カツパ祭り 一橋中ブル
10日	区立人形劇場第三十一回公演	月例法律相談
14日	区立人形劇場第三十二回公演	月例法律相談
17日	区立人形劇場第三十三回公演	月例法律相談
18日	区立人形劇場第三十四回公演	月例法律相談
20日	区立人形劇場第三十五回公演	月例法律相談
22日	区立人形劇場第三十六回公演	月例法律相談
26日	区立人形劇場第三十七回公演	月例法律相談
27日	区立人形劇場第三十八回公演	月例法律相談
28日	区立人形劇場第三十九回公演	月例法律相談
30日	区立人形劇場第四十回公演	月例法律相談

九月の行事予定

5日	成人学校開校式	午後五時半
7日	神田小学校	午後五時半
7日	法律相談	午前十時区役所
7日	夏休み作品展	錦華小
10日	千代田人形劇場第四十回公演	午後六時半
11日	第九回区体育祭「水上競技会」	午前八時半練成中ブル
14日	法律相談	午前十時区役所
21日	法律相談	午前十時区役所
23日	卒業生から休職を聴く会(P.T.A.)	午後二時一ツ橋中
28日	法律相談	午前十時支所

九月の野外保育

平日	午後二時より
土曜日	午前十一時半より
▽佐久間1	▽小川23
▽56	▽同愛78
▽芳林12	▽松富町13
▽23	▽地

失業保険法が改正されました

九月一日から失業保険法の一部が改正された。従来の失業保険法は昭和廿二年十二月に制定されたものが、一昨年末頃から、デフレ政策の影響で失業者が増え、この状態はまだ当分続くと思われるので、失業保険制度もこうした事態に即応させねばならず、こんどの改正に至つたものである。この改正により、失業保険法が適用されている事業所は、九月二十日まで「失業保険改正に伴う届書」を提出しなければならぬ。

【主な改正点】

①従来は、医療、看護等保健衛生、社会福祉、厚生保護各事業の関係では、その事務所に雇用され

▽蔵橋15 平河町17 代官町19
▽竹平町20 堀留橋21

白ギス釣大会

区主催の白ギス釣大会は参加者八十三名で鶴見沖で挙行したが、折からの台風の影響をうけて豪雨となり午後二時頃やむなく中止したが、結果は次のとおり。
一位 石川 寅雄氏(釣人会)
二位 広田 宗吉氏(同会)
三位 飛田 定夫氏(釣楽会)

町のたより

▽富士見町二丁目町会 十三日富士見会堂で創立総会をあげた、町会長石巻勲氏(四番地)
▽淡路町一丁目町会 七月三日創立総会 会長に古橋兼光氏(三番地25四五二七)
▽東紺堀和会 さまご役員改選

会長林恒治郎氏再選
▽栄町日赤奉仕団分団 卅年度役員改選により委員長に亀倉藤作氏(十三番地84九〇六) 七月一日から就任。

▽錦町三丁目町会 従来の四之部、五之部、六之部、七之部を発展的解消し、二十五日創立総会を開き錦町三丁目町会として九月一日から発足することになった。会長は香村嘉一郎氏(十六番地)就任、事務所は会長宅。

▽飯田町二丁目町会 二十五日本年度総会を開催、予算、役員等を審議、町会長山本丑松氏重任、なお総会の席上二名の表彰を行つた。
清掃功労者
▽志村達治氏(58) 紙器会社々長
▽十三番地
永年勤続者
▽南村辰三氏(50) 店員 同町田村バケツ店に三十四年勤続

九番地
▽和泉町会 七日葉山一色海岸へバスで。
けられる期間は、従来は被保険者であつた期間の長短に關係なく一率であつたが、これからは被保険者期間の長短に依つて合理的に段階をつけた。⑤資格の得喪届は営業所、出張所、工場等の各事業所別に処理しなければならなくなつた。但し保険料の納付だけは一括処理ができる。
なおこの改正に關して詳しいことは次へお問合せ下さい。

文京区小石川一ノ一

飯田橋公共職業安定所

02二一〇一八

昭和30年度千代田区の徴税実績

(30年7月31日現在)

税 目	調 定 額	収入月計額	収入累計額	%
30年度税額	245,866,569.円	28,770,716.円	40,098,342.円	16.3
内特別区民税	236,937,419.-	27,354,086.-	33,642,502.-	14.1
訳 そ の 他	8,929,150.-	1,416,630.-	6,455,840.-	72.3
滞納繰越分	55,474,297.-	1,757,098.-	3,829,416.-	6.9
内特別区民税	53,353,757.-	1,724,708.-	3,758,326.-	7.0
訳 そ の 他	2,120,540.-	32,390.-	71,090.-	0.3
合 計	301,340,866.-	30,527,814.-	43,927,758.-	14.6

千代田区の人口

(30年8月1日現在)

区 別	世帯数	人 口			一世帯り員 当 人
		総 数	男	女	
区 計	26,965	122,151	66,755	55,396	4.53
(麹町)	10,108	41,634	21,669	19,965	4.12
(神田)	16,857	80,517	45,086	35,431	4.78
前 月 数	26,992	122,423	66,949	55,474	4.54
増 減 比	△ 27	△ 272	△ 194	△ 78	……